

(第111号議案)

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

中野二丁目地区第一種市街地再開発事業の進展に伴い、中野二丁目土地区画整理事業地内に設置されている中野南自転車駐車場を廃止し、新たに整備される再開発施設建築物内(住居棟地上1階及び地下1階)に開設する。

1 開設する施設

(1) 所在地 : 中野二丁目24番9号(位置の詳細は別紙1のとおり)

収容台数: 500台(屋内1階平置き、地下1階平置き及び2段ラック)

(2) 利用内容

利用料、利用時間等の利用形態については、本改正条例議決後、中野区自転車駐車場条例施行規則において規定する。

(3) 開設日

令和6年4月1日

2 廃止する施設

(1) 所在地 : 中野二丁目23番及び27番(位置の詳細は別紙1のとおり)

収容台数: 700台(屋外平置き、2段ラック)

(2) 廃止日

令和6年4月1日

3 中野区自転車駐車場条例新旧対照表

別紙2のとおり

中野南自転車駐車場の位置図



中野区自転車駐車場条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第22条 (略)			第1条～第22条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
有料制駐車場	鷺宮南自転車駐 場	(略)	有料制駐車場	鷺宮南自転車駐 場	(略)
	～	～		～	～
	都立家政北自転 車駐	(略)		都立家政北自転 車駐	(略)
	中野南自転車駐 車場	中野区中野二丁目 24番9号		中野南自転車駐 車場	中野区中野二丁目 23番及び27番
	中野坂上駅自転 車駐	(略)		中野坂上駅自転 車駐	(略)
	～	～		～	～
	中野四季の森公 園地下自転	(略)		中野四季の森公 園地下自転	(略)
登録制駐車場	(略)	(略)	登録制駐車場	(略)	(略)
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
附 則					
(施行期日)					
1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。					
(準備行為)					
2 改正後の別表第1に掲げる有料制駐車場のうち中野南自転車駐車場の利用に係る中野区自転車駐車場条例第6条の規定による利用資格の登録(以下「登録」という。)の承認、同条例第7条第1項の規定による利用料の納付及び免除、同条例第10条の規定による登録の制限、同条例第11条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。					